

第3章



誇りがもてる美しい都市久留米 〈快適環境・未来都市〉



第1節 四季が見えるまちに

第2節 快適がデザインされたまちに

第3節 清潔感あふれるまちに

第4節 外で活動したくなるまちに

第3章

誇りがもてる 美しい都市久留米

〈快適環境・未来都市〉

誇りがもてる美しい都市は、世代を受け継ぎ、ひとつひとつ積み重ねながらつくっていくものです。また、一人ひとりが「水と緑」、かけがえのない自然を大切にする意識や行動から創りだされるものです。実現に向けて着実に歩みを進めます。

基本的な方向

九州一の大河・筑後川に生まれ、筑後平野の中央に位置する久留米市は、豊かな水と緑の恵みに抱かれた都市です。多様で豊かな自然「水」と「緑」は久留米市の都市個性そのものですが、1市4町の合併により高まった豊かな自然の広がりや、より魅力ある都市個性として確立することが求められています。

一方、経済効率性や利便性を重視したこれまでの都市づくりは、都市の画一性をもたらし、そこで営まれる社会経済活動は、かけがえのない自然環境に大きな負荷を与えてきました。

都市づくりの視点を、量の充足、経済効率性の追求から質の充足、美の追求に転換し、世代を受け継ぎながら、歴史の中で醸成されていく“誇りがもてる美しい都市”を目指し、戦略的に取り組めます。

◆そのため、1市4町の合併に伴い、さらに集積された筑後川や耳納山系の豊かな自然をかけがえのない市民共有の資産として、世代から世代へ受け継ぎながら育み、その恵みを都市の個性・魅力として都市づくりに活かす取組を進めます。また、水と緑に抱かれる美しい都市を目指し、生活空間に水と緑を取り込み、季節感あふれる彩り豊かで潤いのある都市づくりを進めます。

◆さらに、地球規模での環境問題も市民一人ひとりが自らの問題として考え、行動する生活様式への転換を進め、市民生活や都市活動がもたらす環境への負荷を低減するとともに、資源の循環システムを確立し、都市と自然が共生する循環型の都市づくりを目指します。

◆豊かな暮らしの土台となる生活基盤や都市基盤の整備を図る上でも、自然との共生を基本に、だれもが安全で安心、快適と感じる土台をきっちり築くとともに、久留米に暮らす人たちや訪れる人たちが美しいと感じる街並み形成を図ります。

◆すべての市民が外で生き生きと活動し、豊かな自然とのふれあいや外で活動する楽しさを実感できる空間形成を図ります。

第1節 四季が見えるまちに

展望と課題

◆本市は多様で豊かな自然と高次の都市機能をあわせ持ち「水と緑の人間都市」を基本理念として都市づくりを進めてきました。しかしながら、この「水と緑」を個性として実感するまでには至っておらず、この個性の確立が重要な課題となっています。

◆特に合併に伴い、地域資源として増加した耳納山系や筑後川等の自然や、全国的にも屈指の田園景観を活かしながら、都市全体に水と緑を取り込むとともに、多彩な自然を活かした地域個性・地域魅力を生み出すことが重要です。

◆また、本市が持つ筑後国府跡、古墳群、民俗文化財、伝統行事などの歴史的遺産を都市づくりに活かし、将来の子孫に大切に守り伝えていくことも重要な課題です。



主要な取組視点

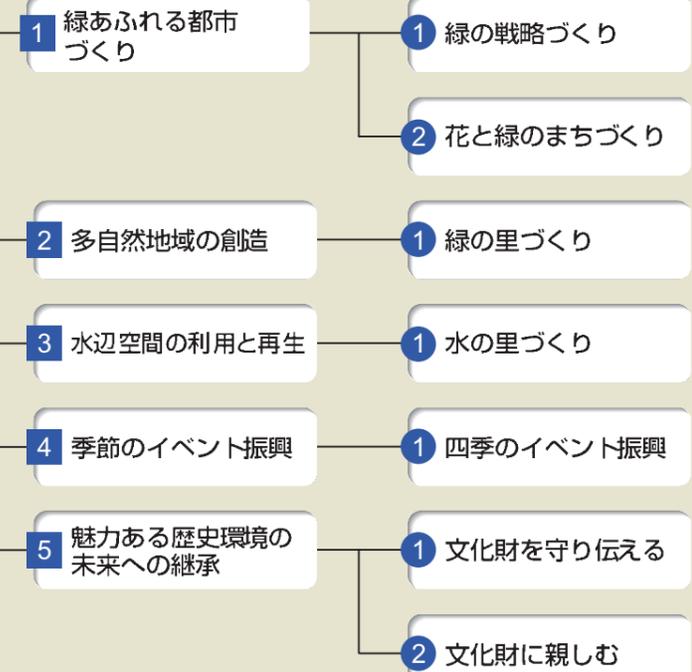
◆生活空間に花と緑を取り込み、自然が豊かな都市、四季を実感できる都市づくりを進めます。そのため、身近な地域社会において、市民一人ひとりが、花と緑豊かな都市づくりに主体的に取り組む活動を促進するとともに、緑のシンボルとしての緑化拠点整備など、都市生活空間に花と緑を取り込む整備を進めます。

◆本市を東西に貫流する筑後川や耳納山系の恵まれた地域資源を都市づくりに活かすために、市民みんなの公共公益空間として多様な視点から活用策の検討を進め、その実現に向け公民が協働した持続的な取組を進めます。



施策体系

四季が見えるまちに



施策の内容

1 緑あふれる都市づくり

① 緑の戦略づくり

◆合併により自然環境資源が増加した新市全体として、その自然にふれあい実感できる都市づくりを実現するために、その基本となる「緑の基本計画」を策定するとともに、計画実現に向け、市民参加による管理のあり方など効果的・効率的な手段・手法を確立する取組を進めます。



菜の花と瑞穂川

② 花と緑のまちづくり

◆街路樹は、都市空間において、生活の中で季節感を感じ、彩り豊かで潤いのあるまちを創造する上で重要な機能を担っていますが、この街路樹を都市公園・広場や駅などの公共交通機関とネットワーク化することで緑あふれる都市の形成を図ります。



緑に囲まれた「けやき通り」

◆街路樹や道路の緑地帯、公園などの維持管理について、市民との協働の視点に立った取組を進めます。

◆中心市街地における久留米市の緑化拠点として、「池町川」沿いの緑道を整備し、市民が集い季節を感じながら快適に歩ける空間を創ります。



市民の皆さんから寄付されたサトザクラを池町川に植樹

◆花や緑は生活の中に潤い・安らぎを与え、まちの魅力を向上させますが、この創出、保全是市民の積極的な参画が必要不可欠であり、この市民の主体的な取組を促進するために、意識の啓発、情報の提供、機会や場の提供などの仕組みづくりを進めます。

2 多自然地域の創造

① 緑の里づくり

◆本市の東部地域は、植木や苗木・花き等の緑化産業が集積し、耳納山系の麓に広がる多彩な緑を中心とした自然と、農村や里山などの魅力ある生活景観などが存在しています。当地域では「みどりの里づくり」構想に基づき、自然や歴史・風土に根ざした豊かな農業環境と活力ある産業基盤が根づくまちづくりを目指すとともに、地域との連携、市民との協働を柱とした施策を推進します。



つつじ・つばき園完成イメージ図

◆特に耳納北麓地域の特色ともなる貴重な植物資源と歴史的資源を有効的に連携・活用し、地域の新たな魅力を創造するため、「つつじ・つばき」を中心に遺伝資源を保存し、母樹園として活用することによる農業（緑花木）の振興と、四季折々の花と緑が楽しめる地域としての観光振興の活性化を図ります。

◆高良山、明星山、耳納山、発心山、及び鷹取山等の四季折々に彩りを変える山々は、市民の安らぎ、憩い、潤いの場であり、自然と親しむ場でもあります。多くの市民がこれらの豊かな自然に身近にそして気軽に接する機会を創り出すことは、市民共有の財産としてこれらを保有する久留米市にとって大切なことであり、市民自らが主体的に森づくりに参加するよう仕組みづくりを進めていきます。



一ノ瀬緑水公園

3 水辺空間の利用と再生

① 水の里づくり

◆本市を東西に貫流する九州一の大河「筑後川」をはじめとした「川」や「クレーク」は、本市の歴史、産業、生活の源で素晴らしい地域資源です。これらの水辺空間は美しき景観を創り出すとともに地域の憩いの場としても利用されていますが、この水辺空間の保全を図るとともに学習機能や観光機能など新たな視点で活用する水の里づくりを推進します。



筑後川での舟運体験乗船（ちっご川菜の花まつり水上遊覧）

4 季節のイベント振興

① 四季のイベント振興

◆春のつつじまつりや黒松春まつり、夏の水の祭典や花火大会、秋のコスモスフェスティバルや耳納の市、冬の鬼夜や酒蔵びらきなど、四季折々に開催される祭りやイベントは、市民の暮らしに躍動感や喜びをもたらすと同時に、郷土愛を高め、本市域内のみならず周辺都市を含めた交流を活発にする機会ともなります。これらの四季のイベント、祭りを振興し、季節感あふれるまちづくりを推進します。



城島酒蔵びらき



水の祭典

5 魅力ある歴史環境の未来への継承

① 文化財を守り伝える

◆埋蔵文化財や有形、無形、民俗その他の文化財は、郷土の歴史を伝える市民共通の歴史遺産であるとともに、先人たちの営みを今日に伝えたもので、子孫に対し大切に守り伝えていく必要があります。そのために、適切な文化財調査を進めるとともに、それらの文化財の保護と活用を図ります。

② 文化財に親しむ

◆将来にわたって文化財を守り伝えるためには、その文化財の価値を知り、守り伝えることの意義を理解することが必要です。そのため、歴史博物館の建設や、考古資料展の開催など、文化財を知る機会や場の整備に取り組みます。

◆市民が郷土の歴史を知り郷土愛を深めるためには、歴史遺産である文化財を身近な生活空間・暮らしの場で感じる必要があります。そのために、筑後国府跡の史跡公園化、田主丸大塚古墳の整備など文化財をまちづくりに活かす取組を進めます。

市内指定文化財 (単位：件)

種別	市内指定文化財 (単位：件)				
	国	県	市	合計	
有形文化財	建造物	2	7	9	18
	絵画	8	3	5	16
	彫刻	4	3	11	18
	工芸品	3	3	4	10
	書籍	3	2		5
	典籍				0
	古文書			5	5
	考古資料		3	11	14
	歴史資料			1	1
	小計	20	21	46	87
無形文化財	1	1		2	
有形民俗文化財		4	23	27	
無形民俗文化財	1	2	6	9	
史跡	9	6	8	23	
名勝			1	1	
天然記念物	3	7	16	26	
選定保存技術			1	1	
合計	34	41	101	176	
登録文化財	4			4	

資料：文化観光部



耳納山麓自然と歴史の森公園完成イメージ図

施策推進のための主な事業

1 戦略事業

事業名称	事業内容等
* 緑の基本計画策定事業	公共施設から民有地緑化の推進まで、「緑」に関する総合的な施策や市民との協働の仕組みづくりを明らかにするため、都市計画の区域変更にあわせて、市域全体の緑の基本計画を平成25年度までに策定します。
街路樹ネットワークづくり事業	久留米市の基本理念である「水と緑」を都市空間においても実感できるように、市内32路線を対象に緑のシンボルとなる街路樹の統一した維持管理を行うとともに、計画的な植栽に努めます。
緑化拠点整備事業	久留米市中心部の顔である「池町川」に着目し、その両岸歩道を緑のシンボルとなる緑化拠点と位置付け、平成21年度までに池町川起点から国道209号までの計画的な緑道整備を行います。
* みどりの里づくり事業	「みどりの里づくり」構想では、エリア内を①緑の情報発信ゾーン、②緑の産業振興ゾーン、③歴史・文化ゾーン、④伝統的町並みゾーン、⑤つつじ・つばきゾーン、⑥四季の森ゾーンの各ゾーンに分け、里づくりを推進するものとしていますが、この「つつじ・つばきゾーン」において 1 市民との協働による里づくり 2 地域資源の活用連携 3 みどりの拠点づくり の三つの基本方針に基づく「つつじ・つばきの里づくり事業」を行います。 平成20年3月を目標に「久留米つつじ・つばき園」(仮称)を整備し、平成26年度の耳納北麓交流人口を150万人にします。
四季の森づくり事業	久留米市の誇る耳納山系、特に高良山周辺の森林を中心に、森林の持つ多面的な機能を活かし、市民の安らぎ憩いの場として活用します。また、森林の複層林化を図り、平成26年度には広葉樹の造林面積を25haにします。
水の里づくり事業	本市を東西に貫流する九州一の大河「筑後川」の魅力を活かし、川を持つ多様な機能の活用と再生を図ります。このため、舟運事業の実施支援や東部河川防災ステーションの建設に取り組みます。

* …主に前期5カ年で取り組む事業です。

2 主要事業

事業名称	事業内容等
川の駅、道の駅(仮称)整備事業	国道や筑後川などの交通機能に着目し、城島町等に新市の観光情報の発信、特産物の展示販売、休憩所などの機能を備えた施設整備を行います。
耳納山麓自然と歴史の森整備事業	歴史の継承と地域の振興を図るため、国指定史跡である田主丸大塚古墳を中心とした歴史公園の整備を行います。



第2節 快適がデザインされたまちに

展望と課題

◆都市基盤・生活基盤の整備については、新市としての一体性を確保した上で、将来に継承できるような、より質の高い整備を図る必要があります。

◆そのために、身近な生活道路、公共下水道等の生活排水処理、上水道やガス等のライフラインの整備等、豊かな暮らしの土台となる生活環境整備については、新たな市域として一体的な整備を継続する必要があります。

◆また、日々の暮らしを過ごす上で、安全と安心の確保は特に重要です。犯罪の増加による治安悪化等、生活環境が悪化する傾向にあり、災害や犯罪を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えることが必要となっています。そのため、救急・消防業務等の広域的対応や、市民自らの防災・防犯体制の確立など災害に強い都市づくり、また犯罪に強い都市づくりが求められています。

◆地域の美しい景観と豊かな緑の形成を目的とした景観緑三法の成立を契機に、都市景観のあり方を見直し、将来に継承するに足る美しい都市づくりを進めることが必要です。そのため、市民、事業者、行政が一体となって、久留米らしい美しい都市づくりに向け、継続的に取り組むことが重要です。

◆一方、これまでに蓄積してきた都市の生活基盤等の有効活用を図るとともに、一体的な都市整備を推進するために、都市内幹線道路の整備が求められています。また、都市資産を活かした土地の有効高度利用により、ゆとりある居住空間の形成を図ることが必要です。

主要な取組視点



◆新市の一体的な都市基盤の整備や、均衡ある生活基盤の整備を図るために、都市内幹線道路の整備、暮らしのインフラである総合的な生活排水処理、上水道や生活道路等のライフラインの整備を計画的に進めます。

◆日常的な地域防災力の向上を目指して、市民・事業者・行政が協働した仕組みづくりに取り組みます。

◆筑後地域の恵まれた田園都市景観を活かす広域的な取組を進めるとともに、美しい街並み形成に地域が継続して取り組む仕組みの構築等、都市景観の整備を進めます。

施策体系



施策の内容

1 快適で潤いある都市基盤・生活基盤の整備

① 幹線道路の整備

◆広域幹線道路である国・県道、筑後川堤防道路、京町西田線等の都市内幹線道路の整備を計画的に進めていきます。

◆また、市域の拡大に対応して、地域内及びその他の地域の公共施設や公共交通へのアクセス改善を目的とした地域内の幹線道路の整備を進め、一体的な交通ネットワークの形成を図ります。

◆交通渋滞が恒常化している幹線道路については、右左折レーンなどの整備を行う大規模交差点改良事業等、効果的な交通渋滞緩和対策に取り組み、交通渋滞の早期緩和と歩行者の安全確保を図ります。

② 生活道路の整備

◆身近な生活道路は、快適な都市生活の基盤であり、安心して通行できる道路空間の確保を図るとともに適切な維持管理に努めます。

③ 総合的な生活排水処理の推進

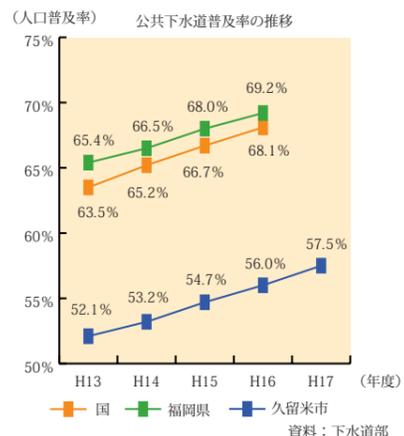
◆生活排水の処理は、快適な生活環境を維持する上で必要不可欠なものです。この整備に当たっては公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業のそれぞれの特徴を活かし、各地域の実情に応じた効果的で適正な整備手法を選定し、計画的な整備を進めます。また、それらの事業の適切な維持管理を確保するため必要な環境整備や中核市移行に伴う浄化槽関連業務等に取り組みます。

④ 快適な住宅の整備

◆快適で質の高い居住空間の提供を図るために、久留米市営住宅ストック計画に基づき、老朽木造住宅等の既存の市営住宅の集約化や、室内段差の解消や手すりの設置など高齢者や障害者に配慮した快適な公営住宅への建替えを進めます。

◆特に公共下水道の整備に当たっては、その効果・効率性を踏まえて、浄化センターの整備、中継ポンプ場の整備、合併により大幅に広がった市域を考慮した計画的な処理区域の拡大を図ります。

また、入居者の快適性確保のため、適正な維持補修や設備の改善に努めます。



⑤ 安定的な水道・ガスの供給

◆水道・ガスについては、快適な市民生活のためのライフラインとして、長期安定的な供給確保を図るために、管路網等の施設整備を計画的に行うとともに、事業経営の効率化、危機管理体制の再構築を進めます。

◆水道事業については、市域全域への安全で安定的な水供給を行うため、効率的な配水システムの核となる共同配水場の整備等を行います。



浄水場管理システム (浄水管理センター)

◆また、ガス事業については、その公益性に配慮しながら公営企業としての経営形態の検討を行い、民間活力の活用を含めた適切な事業推進を図ります。

⑥ 快適居住空間の形成

◆市街化区域内の未利用地については、宅地化を促進し、土地の有効活用を図ります。

◆市街化調整区域については、定住化の促進や転入者の受入れ対策として、地域の主体的な取組による集落地区等の生活環境整備を図ります。

◆また、民間住宅の建設に当たっては、適正な審査、指導に努めます。また、住居表示については、市民と協働しながら、わかりやすいまち、訪ねやすいまちづくりを計画的に進めます。

2 魅力ある都市景観づくり



電線類が地中化された「既築通り」

① 美しい街並みづくり

◆本市のシンボルである筑後川や耳納山系に象徴される風情ある景観や地域固有の美しい街並みなど、魅力ある景観づくりを市民、事業者、行政が一体となりながら、持続的に取り組むための計画策定や仕組みづくりを進めます。

◆また、筑後地域に広がる豊かな田園都市景観を維持し、その魅力の向上を図るために、国や福岡県と連携しながら、筑後地域が一体となった広域の景観づくりを進めます。

◆特に、中心市街地においては、魅力ある都市景観や安全な歩行空間を確保するため、電線類の地中化を計画的に進めます。